最終更新日:2016年7月6日

本多通信工業株式会社

代表取締役社長　佐谷紳一郎
問合せ先:コーポレートセンター　03-6853-5800

証券コード:6826

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

◇コーポレートガバナンス基本方針に定めています。(http://www.htk-jp.com/corporate/governance.html)

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)
第1条 当社は、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組む。
2.当社は、当社の持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組む。
(i) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
(ii) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
(iii) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
(iv) 独立社外取締役および独立社外監査役に業務執行状況や取締役会決議事項等を丁寧に説明することにより的確な助言を得、業務執行の監督機能を実効化する。
(v) 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

<補充原則1-2-4>
招集通知の英訳は、2015年3月末時点で外国法人等の持ち分が5%のため、業務、効率面から未実施。20%を超えた段階で実施します。
<補充原則3-1-2>
2015年3月末時点で外国法人等の持ち分が5%のため、業務、効率面から未実施。20%を超えた段階で実施します。
<原則4-8>
2015年6月開催の定時株主総会において1名の社外取締役を選任しました。2017年開催の定時株主総会以降は2名の社外取締役を設置する方針です。
<補充原則4-8-1>
独立社外取締役が複数となった時点で検討します。
<補充原則4-8-2>
独立社外取締役が複数となった時点で検討します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

<原則1-3>
株主に対する利益還元を経営の重要事項と認識し、財務体質の改善と将来の事業展開に備えた企業体質の強化を図りながら、各期の業績等を総合的に勘案して、安定的かつ適正な配当を継続することを基本方針とし、近年では配当性向=20%を目安としてきました。
一方、自己資本が充実しつつありますので、2015年度以降は、戦略投資の資金を担保しつつ、配当性向を徐々に30%に高めます。
なお、自己償却は現時点で考えていません。
<原則1-4>
株式保有先企業との継続的あるいは中長期的なWin-Win関係を通じて、当社の企業価値向上につなげることを目的として、上場株式を政策保有します。
主要な政策保有の継続・拡充・縮小・廃止については、毎年1回、取締役会において審議します。
また、主要な議決権行使については、執行役員を含む常勤役員で構成する経営会議にて審議します。
<原則1-7>
当社はコーポレートガバナンス基本方針の第5条第2項にて、「取締役は、自らに関して利益相反に係る問題(潜在的なものを含む。)が生じた場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会の承認を得なければならない。」と定め、且つ的確に運営をしています。
<原則2-4>
フレックスタイム制、短時間勤務の拡充などにより、働きやすい環境づくりに注力し、女性の活用を含む多様性の確保に中期的に取り組みます。
<原則3-1>
1.中期経営計画を策定・改訂の都度、説明会を開催すると共に、当社HPにて公表をしてます。
2.コーポレートガバナンス基本方針を策定し、HPにて公表をしています。
3.コーポレートガバナンス基本方針の第14条第2、3、4項にて、方針と手続を公表しています。
4.コーポレートガバナンス基本方針の第12、13、14条にて、方針と手続を公表しています。
5.株主総会招集通知に候補者の概要について公表しています。
<補充原則4-1-1>
取締役会は、法令に定めのある事項や定款、取締役会規程に記載の事項について決議をしています。それ以外の重要事項については、常勤取締役・常勤監査役を構成員とする経営会議にて決定しています。
<補充原則4-1-3>
取締役会は、常勤役員の輪番による業務報告を受け、後継者の育成度合を監督しています。
<原則4-2>
中期経営計画の達成時に自社株購入権が生じる中期的なインセンティブプランを導入しています。今後も継続的にインセンティブ付けに取り組みます。

<原則4-2-1>
中長期的な業績と連動する報酬として、インセンティブプランを導入しています。報酬全体に占める中長期的な業績と連動する割合の向上に引き続き取り組みます。
<原則4-6>
2015年6月の株主総会にて1名の独立社外取締役を選任し、原則4-7にある助言・監督機能を発揮します。
<原則4-8>
2015年6月開催の定時株主総会において1名の社外取締役を選任しました。2017年開催の定時株主総会以降は2名の社外取締役を設置する方針です。
<原則4-9>
独立社外取締役の選任にあたって、候補者は東京証券取引所が定める独立性基準に合致していることを前提とします。
<補充原則4-10-1>
取締役および監査役の指名は、社外役員が過半を占める指名委員会にて審議し、取締役会に勧告をします。
また報酬については、社外役員が過半を占める報酬委員会にて審議し、取締役会にその総額を勧告します。
<補充原則4-11-1>
コーポレートガバナンス基本方針の第12条にて、「1.当社の取締役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。2.当社は、性別、年齢、国籍、技能その他取締役会の構成の多様性を配慮して、取締役候補者を決定する。3.当社の全ての取締役は、毎年、株主総会決議による選任の対象とされる。4.新任取締役の候補者は、本条を踏まえ、社外役員が過半を占める指名委員会における公正、透明かつ厳格な審査及び勧告を経た上で、取締役会で決定される。」と定めています。
<補充原則4-11-2>
コーポレートガバナンス基本方針の第15条にて、「1.取締役は、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、積極的に意見を表明して議論を尽くさなければならない。2.取締役は、その期待される能力を発揮して、当社のために十分な時間を費やし、取締役としての職務を遂行する。3.当社の取締役は、就任するに当たり、関連する法令、当社の定款、取締役会規則その他の当社の内部規程を理解し、その職責を十分に理解しなければならない。」と定めており、監査役に関しても同様です。また、他の上場会社との兼任状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書等で毎年開示しています。
<補充原則4-11-3>
全取締役、全監査役が、取締役会の実効性について自己評価し、その評価方法、評価結果、今後の課題等の概要を開示します。
<補充原則4-13-3>
社外取締役、社外監査役との連絡・調整は経営企画グループが行い、必要な情報提供に努めています。
<補充原則4-14-2>
コーポレートガバナンス基本方針 第16条にて、「1.当社の新任取締役、執行役員は、就任後速やかに、法務・コンプライアンスを含む外部研修プログラムに参加する。2.当社の取締役及び監査役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積まなければならない。当社は、必要に応じ、取締役及び監査役に対するトレーニングを実施する。」と定めています。
<原則5-1>
コーポレートガバナンス基本方針 第1条 第2項にて、「中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。」と定めた上で、第20条 第3項にて、「3.当社は、株主との建設的な対話を促進するためにIRをサポートする部門を配置する。」と定めています。
<補充原則5-1-2>
1.対話全般について代表取締役社長が統轄し、且つ担当します。
2.経営企画グループをIR活動の事務局と定め、本グループが各部門と有機的に連携しています。
3.毎年、IR活動計画を策定した上で、その充実・進化を継続的に進めています。
4.対話にて重要な株主の意見等が把握できた場合は、速やかに常勤役員で構成する経営会議等に報告し検討します　さらに必要に応じ、取締役会へ報告等を実施します。
5.説明資料のHP開示、説明者の限定により、発信情報の均一化に取り組んでいます。特にインサイダー情報についてはグループ行動規範に則り、厳格に運用しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
パナソニック株式会社	2,501,000	20.00
本多通信工業取引先持株会	855,925	6.84
東京中小企業投資育成株式会社	506,100	4.04
本多通信工業従業員持株会	276,260	2.20
秋山 幸男	267,560	2.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	250,300	2.00
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG／JASDEC／FIM／LUXEMBOURG FUNDS／UCITS ASSETS	250,000	1.99
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED CLIENTS A／C 513 SINGAPORE CLIENTS	233,100	1.86
日本生命保険相互会社	226,050	1.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	222,100	1.77

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1．大株主の状況は、2016年3月31日現在の状況です。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
澤田 脩	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
澤田 脩	○	―――	8年間に亘り、上場会社“ネットワンシステムズ”の社長等の重職を歴任されています。豊富な経営経験があることに加え、国際感覚・インキュベーション力・ICT分野にも精通しており、経営への的確な助言を頂いています。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

委員会の名称	全委員(名)					その他(名)	委員長(議長)

			常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）		
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	0	2	1	0	2	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	1	1	0	3	社内取締役

補足説明

◇コーポレートガバナンス基本方針に定めています。(http://www.htk-jp.com/corporate/governance.html)

(指名及び報酬を審議する会議体)
第14条　当社は、取締役会の諮問委員会として、社外役員が過半を占める指名委員会及び報酬委員会を置き、取締役、監査役の指名、および取締役の報酬を審議する。また、当社は、執行役員の指名、報酬を審議する経営会議を設置する。
2.指名委員会が、取締役、監査役の指名を審議し、取締役会に勧告する。また報酬委員会が取締役の報酬を審議し、取締役会にその総額を勧告する。
3.常勤取締役および常勤監査役で構成する経営会議が、執行役員の指名を審議し、取締役会に勧告する。また、経営会議が執行役員の報酬を審議し、決定する。
4. 取締役、監査役、執行役員の指名ならびに報酬を審議、決定するに際しては、適切な経営指標および目標を随時設定する。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・会計監査人の監査計画と日程調整し、監査役会の監査計画を作成しています。
・会計監査人の監査(子会社を含む)に常勤監査役が立会し監査現場での情報の共有化を図るとともに、会計監査人から年2回報告を受けるなど、意見交換を行っています。
・会計監査人の監査報告については監査役が会計監査人との定期会合で説明を受け、その相当性を判断する参考材料としています。
・監査室は内部監査の独立性の確保と充実を図るため専任制としています。
・監査役会と監査室は連携して各監査計画を作成し、監査役会と監査室との定期連絡会(4回／年)を実施し、監査の充実を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
竹内　淳	弁護士													
茂呂 和夫	税理士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹内　淳	○	―――	2013年6月の株主総会に社外監査役として再任されています。 独禁法ほか企業法務に卓見を持つ弁護士であり、2009年6月に当社の社外監査役に就任以来、主にガバナンスや法務面に関し、的確な指摘・助言を頂いています。 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
茂呂 和夫	○	―――	2015年6月の株主総会において社外監査役として選任されています。 国税専門官として、国税庁、東京国税局の要職を歴任されています。 現在は、税務/労務をはじめ幅広い経営コンサルに加え、大学で教鞭をとられていることから、専門家として、経営管理/企画面への指摘、助言を頂いています。 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

中期経営計画の達成時に自社株購入権が生じる中期的なインセンティブプラン（業績条件付有償ストックオプション）を導入しています。今後も継続的にインセンティブ付けに取り組みます。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

本体および国内子会社の役員（社外役員、監査役を除く）および上級部長列以上の従業員

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告・有価証券報告書において取締役に支払った報酬の総額を開示しています。
◇取締役および監査役に支払った報酬（2015年度）
・取締役（社外取締役を除く）4名 111百万円
・監査役（社外取締役を除く）2名 17百万円
・社外役員4名 13百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

◇コーポレートガバナンス基本方針に定めています。(http://www.htk-jp.com/corporate/governance.html)

(指名及び報酬を審議する会議体)
第 14 条　当社は、取締役会の諮問委員会として、社外役員が過半を占める指名委員会及び報酬委員会を置き、取締役、監査役の指名、および取締役の報酬を審議する。また、当社は、執行役員の指名、報酬を審議する経営会議を設置する。
2.指名委員会が、取締役、監査役の指名を審議し、取締役会に勧告する。また報酬委員会が取締役の報酬を審議し、取締役会にその総額を勧告する。
3.常勤取締役および常勤監査役で構成する経営会議が、執行役員の指名を審議し、取締役会に勧告する。また、経営会議が執行役員の報酬を審議し、決定する。
4. 取締役、監査役、執行役員の指名ならびに報酬を審議、決定するに際しては、適切な経営指標および目標を随時設定する。

(取締役等の報酬等)
第 19 条　業務執行取締役の報酬等は、株主の長期的利益に連動するとともに、当該業務執行取締役の当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものでなければならない。
2.当社は、取締役の報酬等に関する方針・基準を、適時適切に開示する。
3.独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役が当社の業務に関与する時間と職責が反映されたものでなければならず、かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素が含まれてはならない。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

◇コーポレートガバナンス基本方針に定めています。(http://www.htk-jp.com/corporate/governance.html)

第17 条2項 取締役会の議題及び議案に関する資料は、各回の取締役会において充実した議論がされるよう、取締役会の会日に十分に先立って(但し、特に機密性の高い案件についてはこの限りでない。)、社外取締役を含む各取締役に配付されなければならない。

第18条 当社の独立社外取締役及び監査役は、必要があるとき又は適切と考えるときにはいつでも、社内取締役、執行役員及び従業員に対して説明若しくは報告を求め、又は社内資料の提出を求めることができる。
2.当社は、独立社外取締役がその職務を適切に遂行することができるよう、経営企画部門がサポートする。
3.当社は、監査役会及び各監査役がその職務を適切に遂行することができるよう、適切な人員及び予算を付与された監査室を設置する。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

◇コーポレートガバナンス基本方針に定めています。(http://www.htk-jp.com/corporate/governance.html)

第 4 章 適切な情報開示と透明性の確保

(リスク管理、内部統制システム等に関する当社の方針の開示)
第 7 条 取締役会は、会社法その他の適用ある法令に基づき、当社及び当社を含む企業集団のリスク管理、内部統制システム、法令遵守等に関する当社の方針を決定し、適時適切に開示する。
2.取締役会は、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに適用ある金融商品取引所規則に従って、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務及び業務に関する事項を開示する。

第 5 章 取締役会等の責務

第 1 節 監督機関としての取締役会の責任
(取締役会の役割)
第 8 条 取締役会は、株主からの委託を受け、長期的な企業価値の最大化を通じて自らの利益の増進を図る全ての株主のために、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、それを通じて、当社が持続的に成長し、長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負う。
2.取締役会は、前項の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、社長(最高経営責任者)その他の経営陣の指名、評価及びその報酬の決定、当社が直面する重大なリスクの評価及び対応策の策定、並びに当社の重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行う。

(独立社外取締役の役割)
第 9 条 当社の独立社外取締役は、取締役会が決定した経営戦略ないし経営計画に照らして、当社の経営の成果及び経営陣のパフォーマンスを随時検証及び評価し、全ての株主共同の利益の観点から、現在の経営陣に当社の経営を委ねることの適否について判断し、意見を表明することができる。

(取締役会議長)
第 10 条 当社の取締役会議長は、取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営できるよう努める。この責務を果たすために、取締役会議長は、全ての議案について十分な時間が確保され、また、各取締役が適時に適切な情報を得られるように配慮しなければならない。

第 2 節 取締役会の有効性
(取締役会の構成)
第 11 条 当社の取締役会の人数は 12 名以下とし、2016 年度定時株主総会以降は、そのうち2名を独立社外取締役とする。
2.独立社外取締役は、東京証券取引所が定める独立性基準に合致していることとする。

(取締役の資格及び指名手続)

第 12 条 当社の取締役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。
2.当社は、性別、年齢、国籍、技能その他取締役会の構成の多様性を配慮して、取締役候補者を決定する。
3.当社の全ての取締役は、毎年、株主総会決議による選任の対象とされる。
4.新任取締役の候補者は、本条を踏まえ、社外役員が過半を占める指名委員会における公正、透明かつ厳格な審査及び勧告を経た上で、取締役会で決定される。

（監査役の資格及び指名手続）
第 13 条 当社の監査役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。当社の監査役のうち最低 1 名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者でなければならない。
2.当社は、性別、年齢、国籍、技能その他監査役会の構成の多様性を配慮して、監査役候補者を決定する。
3.新任監査役候補者は、本条を踏まえ、社外役員が過半を占める指名委員会における公正、透明かつ厳格な審査及び勧告並びに監査役会の同意を経た上で、取締役会で決定される。

（指名及び報酬を審議する会議体）
第 14 条　当社は、取締役会の諮問委員会として、社外役員が過半を占める指名委員会及び報酬委員会を置き、取締役、監査役の指名、および取締役の報酬を審議する。また、当社は、執行役員の指名、報酬を審議する経営会議を設置する。
2.指名委員会が、取締役、監査役の指名を審議し、取締役会に勧告する。また報酬委員会が取締役の報酬を審議し、取締役会にその総額を勧告する。
3.常勤取締役および常勤監査役で構成する経営会議が、執行役員の指名を審議し、取締役会に勧告する。また、経営会議が執行役員の報酬を審議し、決定する。
4. 取締役、監査役、執行役員の指名ならびに報酬を審議、決定するに際しては、適切な経営指標および目標を随時設定する。

（取締役の責務）
第 15 条 取締役は、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、積極的に意見を表明して議論を尽くさなければならない。
2.取締役は、その期待される能力を発揮して、当社のために十分な時間を費やし、取締役としての職務を遂行する。
3.当社の取締役は、就任するに当たり、関連する法令、当社の定款、取締役会規則その他の当社の内部規程を理解し、その職責を十分に理解しなければならない。

（取締役及び監査役の研鑽及び研修）
第 16 条 当社の新任取締役、執行役員は、就任後速やかに、法務・コンプライアンスを含む外部研修プログラムに参加する。
2.当社の取締役及び監査役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積まなければならない。当社は、必要に応じ、取締役及び監査役に対するトレーニングを実施する。

（取締役会の議題の設定等）
第 17 条 各回の取締役会に先立ち、当社の取締役会議長は、取締役会の運営を管掌する役員と協議して、当該取締役会の議題を定める。
2.当社の取締役会の議題及び議案に関する資料は、各回の取締役会において充実した議論がされるよう、取締役会の会日に十分に先立って（但し、特に機密性の高い案件についてはこの限りでない。）、社外取締役を含む各取締役に配付されなければならない。

（独立社外取締役及び監査役による社内情報へのアクセス）
第 18 条 当社の独立社外取締役及び監査役は、必要があるとき又は適切と考えるときにはいつでも、社内取締役、執行役員及び従業員に対して説明若しくは報告を求め、又は社内資料の提出を求めることができる。
2.当社は、独立社外取締役がその職務を適切に遂行することができるよう、経営企画部門がサポートする。
3.当社は、監査役会及び各監査役がその職務を適切に遂行することができるよう、適切な人員及び予算を付与された監査室を設置する。

第 3 節 報酬制度
（取締役等の報酬等）
第 19 条 業務執行取締役の報酬等は、株主の長期的利益に連動するとともに、当該業務執行取締役の当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものでなければならない。
2.当社は、取締役の報酬等に関する方針・基準を、適時適切に開示する。
3.独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役が当社の業務に関与する時間と職責が反映されたものでなければならず、かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素が含まれてはならない。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の規模や状況に相応しい体制・内容と判断しています。
今後も、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組みます。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議案の検討時間を確保すべく早期発送を心掛けています。 ・株主総会の約3週間前に発送 ・株主総会の約1ヵ月前にTD-NET及び当社ホームページに掲載
集中日を回避した株主総会の設定	オープンな対話をコンセプトとして、多くの方が参加できる日程・時間(非集中日の午後開催など)を選択しています。
電磁的方法による議決権の行使	導入しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームを導入しています。
その他	・株主総会にて業績・経営計画を説明し、株主の質問に全て回答しました ・当社の安曇野工場にて株主総会の中継を行いました ・役員と株主の対話を深めることを目的に、株主懇談会を開催しました

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	実施時期：年数回開催 ・東京、名古屋、大阪での定期開催に加え、地方中核都市にて開催 ・説明会動画をホームページに掲載 ・決算説明動画を年4回配信 ・IR支援会社による第三者レポートを配信	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	・中間・本決算説明会を、決算発表日に開催 ・第1・3四半期の決算説明動画を配信	あり
IR資料のホームページ掲載	IR資料の掲載内容(http://www.htk-jp.com/ir/) ・決算短信、有価証券報告書、株主総会招集通知、計算書類など法定資料 ・適時開示情報 ・決算および個人投資家向け説明会資料、動画 ・第三者レポートなど ※2016年3月10日に、ホームページを“探しやすさ”と“わかりやすさ”をコンセプトにリニューアル。また、IR情報の他、企業理念や中期計画、役員の体制やコーポレートガバナンス、ESGへの取組みなど掲載内容を充実	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画グループ　経営企画チーム	
その他	・機関投資家の取材に対し、代表取締役社長が積極的に対応	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動基準に規定 ◇コーポレートガバナンス基本方針 序文 持続的成長、中長期的な企業価値向上ならびに株主を始めとした全てのステークホルダーとの信頼関係構築のためのコーポレートガバナンスの重要性を深く認識している。
環境保全活動、CSR活動等の実施	・HTKまつり(安曇野工場で年に1度地域への感謝をこめて開催) ・地域スポーツ振興（松本山雅FCスポンサー活動） ・安曇野ハーフマラソンへの協賛、従業員の参加 ・株主優待(安曇野の特産品、安曇野市への寄付)

	・工場緑化活動 ・東京本社で地元の小学生を対象とした工作教室を開催
その他	・取引先からの通報制度を導入し、下請法など取引におけるコンプライアンスの遵守を徹底

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令 および定款に適合することを確保するための体制
（イ）グループのコンプライアンス方針および行動基準を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置しています。
（ロ）関係会社管理規程により、子会社のコンプライアンスに関する事項を監督しています。
（ハ）法令・定款等に違反または違反の恐れがある行為を発見した場合の通報・相談体制として、社外の弁護士を含めたグループの企業倫理ホットラインを設置しています。
（ニ）監査室は、定期的に業務監査実施項目および実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏がないよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行っています。
（ホ）万一、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対策が代表取締役、取締役会、監査役会に報告される体制をとっています。
(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
法令により保存が必要な重要書類、重要会議の議事録、決裁書類など、取締役の職務執行に係る報の取扱いは、情報セキュリティ管理規程、文書取扱規程に従い、書類または電子データにより適切に保存および管理しています。
(3) 当社および子会社の損失リスクの管理に関する規程その他の体制
（イ）グループのリスクマネジメント方針その他各種規程の手順書等に従い、業務執行に係るリスクに対して、迅速かつ適切に管理・対応しています。
（ロ）当社の取締役・執行役員が子会社の役員を兼務し、情報収集およびリスクを管理する体制をとっています。
（ハ）事業継続計画(BCP)を策定し、緊急事態の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整えています。
(4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（イ）全社の中期経営計画および年度経営計画を策定し、各部門および子会社は経営計画に則った事業計画を策定しています。
（ロ）定例の取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、役員が当社および担当する子会社の重要事項を報告し、取締役会規程により定められている事項については審議・決定しています。
（ハ）定期的に常勤取締役・常勤監査役・執行役員の出席する経営会議を開催し、業務の執行および担当する子会社に関する重要事項について意思決定を機動的に行っています。
(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（イ）本社部門が関係会社管理規程およびそれに関する各部門手順書等により、関係会社の業務執行状況を監督しています。
（ロ）監査室および監査法人が、連結業績への影響度を踏まえ、関係会社の業務・会計監査を定期的に実施しています。
（ハ）経営会議において、各部門および子会社の営業成績、財務状況その他重要事項が報告されています。
(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する指示の実効性および取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務の補助には監査室があたり、その構成員は監査役により人事評価され、監査役の指示を優先しています。
(7) 当社グループの取締役・監査役および使用人が当社監査役に報告をするための体制
（イ）常勤監査役が重要会議に出席して情報を収集し、必要に応じて報告を求めています。
（ロ）監査役から報告等を求められた場合、取締役および使用人は、速やかに報告しています。
（ハ）企業倫理ホットライン規程にて監査室を窓口とし、内部通報者が不利益を被らないための配慮を行うことを定めています。
(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（イ）監査役は、取締役会をはじめ重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べています。
（ロ）監査役は、重要書類の閲覧等により、取締役の職務執行を監査しています。
（ハ）監査役は、監査法人から、会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っています。
（ニ）監査役の職務執行に必要な費用は会社で負担しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

１. 基本的な考え方
私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決します。

２. 整備状況
コンプライアンス方針および行動基準を策定し、反社会的勢力との決別を宣言するとともに、警察・顧問弁護士等の外部専門機関との連携を強化しています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

◆コーポレートガバナンスの体制

当社はスピーディーな意思決定による企業価値の最大化、および、経営の透明性・健全性の確保のため、以下の企業統治の体制を整備しています。

当社は月1回の定時取締役会、必要に応じて開催する臨時取締役会のほか、毎週開催される経営会議において、重要な業務執行を付議し、業績の執行状況を報告しており、迅速な経営判断ができる体制を構築しています。日常の職務執行に際しては、組織・業務分掌・職務規定にもとづき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールにより業務を遂行しています。

指名および報酬を審議する会議体は、取締役会の諮問委員会として社外役員が過半を占める指名委員会および報酬委員会を置き、取締役、監査役の指名および取締役の報酬を審議します。

当社の子会社の業務の適性を確保するため、本社部門が関係会社管理規定およびそれに関する各部門手順書等により、関係会社の業務執行状況を監督し、監査室および監査法人が、連結業績への影響度を踏まえ、関係会社の業務・会計監査を定期的に実施しています。また、経営会議において、各部門および子会社の営業成績、財務状況その他重要事項が報告されています。

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第 427 条第1項の規定に基づき、同法第 423 条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額としています。

なお、当社の取締役は 12 名以内とする旨を定款で定めています。

